

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

韓国産業銀行（証券コード：-）

【据置】

外貨建長期発行体格付	AA-p
格付の見通し	安定的
自国通貨建長期発行体格付	AAp
格付の見通し	安定的

■格付事由

- (1) 韓国産業銀行（The Korea Development Bank（KDB））は、産業発展の促進と国民経済の強化を目的として1954年に韓国政府により設立された政府系金融機関。政府が株式の100%を保有している。当行は、設立根拠法であるKDB法において、資本不足が生じた場合の政府による損失補填義務が規定されるなど、韓国政府による強固な法的保護を享受している。これらを背景に、当行の格付は韓国政府の信用力を反映している。KDBは、成長産業支援や企業再生に注力する政策金融機関として中核的な役割を果たしており、法的保護を含む韓国政府との強固な関係は今後も維持されるとみている。以上を踏まえて格付を据え置き、見通しを安定的とした。
- (2) 韓国政府（李明博政権）は08年にKDBの民営化計画を発表。09年10月、政策金融機関である韓国政策金融公社（KoFC）を新設し、KDBの政策金融機能と一部資産を移管した。しかし、朴槿恵前政権は、政府系金融機関の機能は重要であるとして当行の民営化計画を中止した。14年5月に国会で成立した改正KDB法では、準備金が不足する場合は政府が補填すること、当行が発行する産業金融債や外貨建て債を政府が保証できることなどの規定を維持しつつ、09年の改正によって削除された当行の事業計画や予算の政府認可などの規定を復活させた。14年末にKoFCの政策金融機能はKDBに再統合され、当行は政府出資100%の09年10月以前の姿に戻った。
- (3) KDBは、コーポレートバンキング、投資銀行業務、資本市場業務、国際金融業務など手掛け、18/12期末の連結ベースの総資産は約260兆ウォン（約25.7兆円）。18/12期末の連結ベースの貸付金は約142兆ウォンで、その内訳は①ウォン建て貸出73%②外貨建て貸出20%③その他（買入手形等）7%であった。貸出資産の質をみると、経営再建中の一部企業向け貸出が不良債権（固定以下）と分類されたことから、18/12期末の不良債権比率は4.23%へ上昇した（17/12期末：3.49%）。もともと、18/12期の純利益は貸倒引当金の一部戻し入れもあり7,060億ウォンと、17/12期の5,630億ウォンから拡大している。資本基盤は安定しており、18/12期末のBIS自己資本比率は14.8%であった。政府は13/12期以降毎年追加出資を実施しており、19年も企業再生など用途として5,000億ウォンの増資をすでに行っている。

（担当）田村 喜彦・山本 さくら

■格付対象

発行体：韓国産業銀行（The Korea Development Bank）

【据置】

対象	格付	見通し
外貨建長期発行体格付	AA-p	安定的
自国通貨建長期発行体格付	AAp	安定的

格付提供方針に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2019年7月26日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：増田 篤
主任格付アナリスト：田村 喜彦
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」(2014年1月6日)として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に、「ソブリン・準ソブリンの信用格付方法」(2014年11月7日)、「銀行等」(2014年5月8日)として掲載している。
5. 格付関係者：
(発行体・債務者等) 韓国産業銀行 (The Korea Development Bank)
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度をもって示すものである。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関しての JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCR が格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
・ 格付関係者が公表した監査済財務諸表
・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCR は、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. 非依頼格付について：
本件信用格付は格付関係者からの依頼に基づかない信用格付である。国に対する信用格付である場合を除き、依頼に基づく格付と区別するため格付記号の後に「p」を表示している。格付関係者からは、信用評価に重要な影響を及ぼす非公表情報を入手している。
10. JCR に対して直近 1 年以内に講じられた監督上の措置：なし

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCR の格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR の格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいて行っており、JCR の格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR の格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■NRSRO 登録状況

JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a) 項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル